

**子ども・子育て関連3法の施行に伴う保育施設等の  
運営に関する基準を定める条例(案)について**

資料 2

**1 趣旨**

質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量の拡大・確保及び地域の子ども・子育て支援の充実を目的として「子ども・子育て関連3法」が平成24年8月に制定され、子ども・子育て新制度における施設や設備及び運営の基準を市町村が条例で定めることとなりました。

**2 子ども・子育て支援新制度とは**

子ども・子育て支援新制度は、消費税率の引き上げによる財源を活用して、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に進め仕組みを導入し、待機児童を解消するとともに、幼児教育・保育及び子育て支援の質・量を充実させようとするものです。

子ども・子育て支援新制度では、認定こども園、幼稚園、保育所や地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業）にかかる費用の給付が「子どものための教育・保育給付」として一本化され、これらを利用しようとするときは、保護者は利用する子どもごとに市町村から次の区分の認定を受けることが必要になります。

| 認定の種類               |         | 1号認定              | 2号認定             | 3号認定              |
|---------------------|---------|-------------------|------------------|-------------------|
| 対象となる子ども            |         | 保育を必要としない満3歳以上の幼児 | 保育を必要とする満3歳以上の幼児 | 保育を必要とする満3歳未満の乳幼児 |
| 利用<br>出来<br>るも<br>の | 幼稚園     | ○                 | —                | —                 |
|                     | 保育所     | —                 | ○                | ○                 |
|                     | 認定こども園  | ○                 | ○                | ○                 |
|                     | 地域型保育事業 | —                 | —                | ○                 |

※「○」は利用できる。「—」は利用できない。

**3 条例で定める基準とは**

設備や運営の基準は、利用する子どもの身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を確保するために定められる基準です。

例示すると、施設に配置する施設長や直接子どもの処遇に関わる職員その他の職員の資格要件や配置基準に関する基準、保育室の床面積や給食設備などの設備に関する基準を定めます。

**4 夕張市が条例を制定する基準等**

| 関 連 法 律  | 夕 張 市 条 例 (案)                             |
|--|---|
| (1) 子ども・子育て支援法関連<br>・ 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号） | 夕張市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（案） |
| (2) 児童福祉法関連<br>・ 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）            | 夕張市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）         |
| (3) 児童福祉法関連<br>・ 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）         | 夕張市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）      |

**【子ども・子育て支援事業における施設・事業の類型】**

| 区 分                     | 施設・事業の類型 | 認 可                      | 確 認                 |
|-------------------------|----------|--------------------------|---------------------|
| 教育・<br>保育施設             | 幼稚園      | 都道府県                     | 市町村（夕張市）<br>⇒ 基準（1） |
|                         | 保育所      | 都道府県、指定都市、中核市            |                     |
|                         | 認定こども園   |                          |                     |
| 地域型<br>保育事業<br>（原則3歳未満） | 小規模保育    | 市町村（夕張市）<br>⇒ 基準（2）      |                     |
|                         | 家庭的保育    |                          |                     |
|                         | 事業所内保育   |                          |                     |
|                         | 居宅訪問型保育  |                          |                     |
| 放課後児童健全育成事業             |          | 市町村（夕張市）へ 届け出<br>⇒ 基準（3） | —                   |

## 5 条例制定の基本方針

条例制定に必要な基準は、それぞれ子ども・子育て支援法第34条第3項及び、第46条第3項並びに児童福祉法第34条の8の2第2項及び、第34条の16第2項の規定に基づく国の府省令で定められた基準により、次のとおり区分されます。

### (1) 従うべき基準

条例の内容を拘束する、必ず適合しなければならない基準です。

#### ① 夕張市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(案)

- 子ども・子育て支援法第34条第3項は、市町村が条例を定めるに当たっては、①特定教育・保育施設に係る利用定員、②特定教育・保育施設の運営に関する事項であって、小学校就学前子どもの適切な処遇の確保及び秘密の保持並びに健全な発達に密接に関連するものとして、内閣府令で定める基準に従い定めるものとされています。
- また、子ども・子育て支援法第46条第3項は、①特定地域型保育事業に係る利用定員、②特定地域型保育事業の運営に関する事項であって、小学校就学前子どもの適切な処遇の確保及び秘密の保持等並びに健全な発達に密接に関連するものとして、内閣府令で定める基準に従い定めるものとされています。
- これらの内閣府令は、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」(平成26年内閣府令第39号)です。

#### ② 夕張市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(案)

- 児童福祉法の法第34条の16第2項では、市町村が条例を定めるに当たっては、①家庭的保育事業等に従事する者及びその員数、②児童の適切な処遇の確保及び秘密の保持並びに児童の健全な発達に密接に関連するものとして、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとされています。
- この厚生労働省令は、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」(平成26年厚生労働省令第61号)です。

#### ③ 夕張市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(案)

- 児童福祉法の法第34条の8の2第2項では、市町村が条例を定めるに当たっては、事業の従事者及びその員数については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとされています。
- この厚生労働省令は、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」(平成26年厚生労働省令第63号)です。

### (2) 参酌すべき基準

地方自治体が十分参酌した結果であれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることが許容される基準です。

上記の「従うべき基準」以外

## 6 本市条例(案)の基本方針

各教育施設や保育施設等の運営が適切な基準を踏まえ実施されるよう、本市においては、国基準を基本とし条例を制定します。

## 7 各条例(案)

### (1) 夕張市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(案)について

#### ア 趣旨

子ども・子育て新制度では、認可を受けている特定教育・保育施設や特定地域型保育事業者が、給付費の対象となることを市町村が確認するため、事業の利用定員や運営に関する基準を市町村の条例で定めることになりました。

夕張市では、国が示した「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」(平成26年内閣府令第39号)を踏まえ、「夕張市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(案)」を制定するものです。

## イ 条例（案）

別紙のとおり（国基準との対比表 資料2-1、条例（案）全文 資料2-2）

### (2) 夕張市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(案)について

#### ア 趣旨

子ども・子育て支援法の施行に伴う関係法律整備等に関する法律（整備法）による児童福祉法（第34条の16）が改正され、家庭的保育事業等の職員配置や設備など、施設事業に必要な「認可」基準を市町村の条例で定めることになりました。

夕張市では、国が示した「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）を踏まえ、「夕張市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）」を制定するものです。

#### イ 家庭的保育事業等について

家庭的保育事業等は、施設より少人数の単位で0～2歳（原則）までの子どもを預かる事業で、以下の4類型があります。

| 類 型       | 内 容  |
|-----------|--|
| 家庭的保育事業   | 保護者の居宅などで家庭的雰囲気のもとで、少人数（利用定員5人）を対象にきめ細かな保育を行う事業  |
| 小規模保育事業   | 保育を目的とした小規模な施設で少人数（利用定員6人以上19人以下）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細やかな保育を行う事業<br>A型：保育所分園にちかいもの（利用定員6人以上19人以下）<br>B型：A型とC型の中間的なもの（利用定員6人以上19人以下）<br>C型：家庭的保育にちかいもの（利用定員6人以上10人以下） |
| 居宅訪問型保育事業 | 子どもの居宅で、障害・疾患など個別ケアが必要な場合などに1対1で保育を行う事業  |
| 事業所内保育事業  | 会社の事業所の保育施設などで、従業員等の子どもと地域の子どもと一緒に保育を行う事業<br>・保育所型（利用定員20人以上） ・小規模型（利用定員19人以下）   |

## ウ 条例（案）

別紙のとおり（国基準との対比表 資料2-3、条例（案）全文 資料2-4）

### (3) 夕張市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(案)について

#### ア 趣旨

子ども・子育て新制度では、放課後児童健全育成事業は子ども・子育て支援事業として子ども・子育て支援法（第59条）に位置付けた上で、市町村長に届け出て事業を行うことができるとしています。これに伴い、放課後児童健全育成事業の設備や職員など運営に関する基準について市町村の条例で定めることになりました。

夕張市では、国が示した「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）を踏まえ、「夕張市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）」を制定するものです。

## イ 条例（案）

別紙のとおり（国基準との対比表 資料2-5、条例全文 資料2-6）

## 8 スケジュール(案)

平成26年11月 夕張市子ども・子育て会議へ報告  
平成26年12月 夕張市行政常任委員会へ報告  
夕張市議会定例会へ条例（案）提案  
平成27年4月1日 条例施行